

さらに

- ☆ これからは被保険者証1枚で医療を受けられます  
(今まででは、加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚)

- ☆ 医療と介護の新しい合算制度を創設しました  
(今まででは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定  
今後、これらに加え、両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定)

例:夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯

